

# 田辺市雇用維持奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金等を活用し、市内の労働者の雇用維持・安定に取り組んでいる事業主に対して奨励金を交付します。

## 対象者

国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主（4月1日以降の休業が対象）  
要件：①国の助成金の助成率が10/10であること  
②労働者に支払う休業手当等の支払率が100%であること  
③市内に事業所を有する個人事業主、または、法人  
④市区町村税を完納していること

## 交付額

国の雇用調整助成金等の支給決定額のうち休業した市内事業所に係る額 × 1/10

※1事業主の上限額20万円

## 【支給のイメージ】

4月休業分

(国)  
支給決定通知  
支給額150万円

10分の1



(市)  
交付予定額15万円

※市内事業所において実施した休業実績により額が変わります。（詳細は裏面へ）

5月休業分

(国)  
支給決定通知  
支給額100万円

10分の1



(市)  
交付予定額5万円

※1事業主につき上限20万円

## 申請方法

- (1) 郵送で申請する場合  
申請書及び添付書類を商工振興課宛に郵送してください。
- (2) 窓口で申請する場合  
申請書及び添付書類を持参の上、商工振興課までお越しください。  
(田辺市役所本庁 別館3階)

## 申請様式

申請書等の様式は田辺市商工振興課の窓口、及び市ホームページ「田辺市 商工振興課」から取得できます。

[田辺市 商工振興課](#)

[検索](#)

## 申込期限

令和2年9月1日（火）～令和3年8月31日（火）  
交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）  
※郵送の場合は、令和3年8月31日の消印有効です。

## 申請受付・ 問い合わせ先

田辺市商工観光部商工振興課  
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9898

## <市内の事業所と市外の事業所を有している場合の計算方法>

市内事業所における休業手当の額または休業日数により下記の例のように計算。

小規模事業主の方

(小規模事業主の方向けの申請様式で申請している場合)

(例)

国の助成金の支給決定額：150万円

休業手当額の内訳：A事業所（市内）100万円

B事業所（市外）50万円

・ 田辺市雇用維持奨励金の交付額

$$150万円 \times \frac{100万円 (A事業所)}{150万円 (A+B事業所)} = 100万円$$



$$100万円 \times 1/10 = \underline{\underline{10万円}}$$

中小・大企業の方

(小規模事業主以外の方向けの申請様式で申請している場合)

(例)

国の助成金の支給決定額：150万円

休業日数の内訳：A事業所（市内）63日

B事業所（市外）37日

・ 田辺市雇用維持奨励金の交付額

$$150万円 \times \frac{63日 (A事業所)}{100日 (A+B事業所)} = 94万5,000円$$



$$94万5,000円 \times 1/10 = 9万4,500円$$

千円未満切り捨て

9万4千円